

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第四号中訂正

頁	箇所	誤	正
26	下から五行目	及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律